

福島県再生可能エネルギー復興推進協議会との協定書締結について

平成 29 年 6 月 30 日

福島県再生可能エネルギー復興推進協議会

福島県再生可能エネルギー復興推進協議会(以下、「協議会」という。)と協定書を締結し、売電収入の一部を地域の復興に活用する再生可能エネルギー発電事業者を下記のとおり募集します。なお、別途福島県において公募されている「福島県における再生可能エネルギー導入促進のための支援事業費補助金(再生可能エネルギー導入支援事業)(発電設備等)」への申請にあたっては、本協議会への協定書締結申込が完了していることが必要となっております。

1 概要

福島県において、再生可能エネルギーの導入拡大は、地域復興と経済再生の大きな柱のひとつとなっています。本協議会は、国、自治体、関係企業が一体となり、地域の復興に寄与する再生可能エネルギー発電事業の導入拡大に向けた支援と協力を実施するものです。

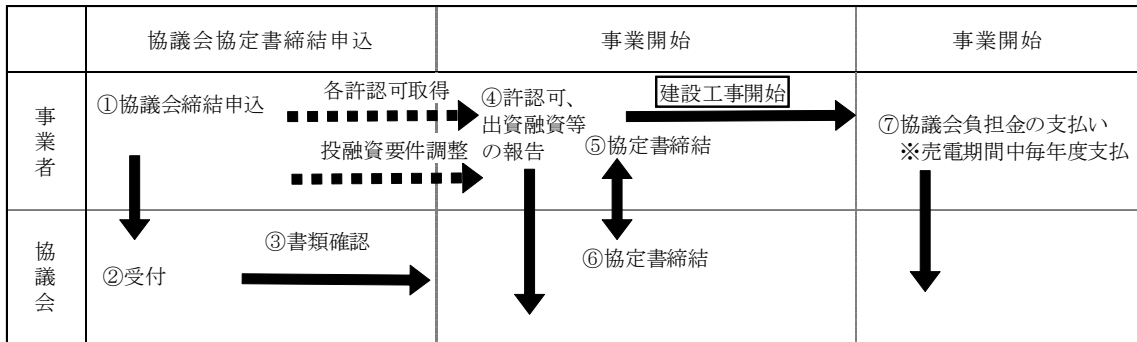
協議会は、再生可能エネルギーを通じた地域の復興のため、同趣旨の補助金(「再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業費補助金(福島県再エネ復興支援事業)」及び「福島県における再生可能エネルギー導入促進のための支援事業費補助金(再生可能エネルギー導入支援事業)(発電設備等)」)とも連携しながら、地域の企業による発電事業の実現や地域資本の発電事業への活用を推進するとともに、それらの発電事業による収入から協議会に拠出いただく負担金により地域復興事業を実施し、避難解除区域等における再生可能エネルギーによる発電事業自体による地域振興に加えて、その売電収益を活用した地域貢献事業による一層の復興支援を図るものです。

また、再生可能エネルギーの導入促進のため、東京電力の送変電設備等の活用、再生可能エネルギー発電事業者設備の共同管理等により効率的な発電事業の実施を図ります。

2 手続きの流れ

協定書締結を希望する発電事業者は、協議会に対して協定書締結申込書(様式1)に必要な書類を添付して協議会事務局へ提出して下さい。

原則、同一発電事業者が複数の地点において発電事業を行う場合は、発電所毎に協定書締結申込を行って下さい。ただし、補助金申請において隣接する複数地点の発電所をまとめて申請している場合には複数地点の発電所をまとめて申込することも可能とします。



※ 協定書の正式な締結は必要な許認可取得及び出資・投融資等の調整が完了し、発電設備建設の見込みがたった時となります。

※ 協定書締結申込書の提出自体が発電事業に関連する許認可の取得や補助金の交付を約束するものではありません。

【申込書提出先】

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16

福島県企画調整部エネルギー課 福島県再生可能エネルギー復興推進協議会担当宛

3 発電事業等の要件

(1) 発電事業

避難解除区域等（表 1 参照）において実施される再生可能エネルギー発電事業（太陽光、風力、バイオマス、小水力、地熱）又は阿武隈山地や福島県沿岸部における再生可能エネルギー導入のために整備される共用送電線に接続する再生可能エネルギー発電事業（太陽光、風力、バイオマス、小水力、地熱）であり、その売電収入の一部を地域還元と復興支援に活用するため、協議会に負担金を拠出する計画の発電事業とします。

※ 事前調整、許認可手続等が十分に進んでおらず、事業実現性が認められない発電事業については、協定書締結の申込はできません。事前調整等が進捗した段階で、申込を行って下さい。

※ 原則、協定書は発電所毎に締結します。例外として補助金申請において隣接する複数地点の発電所をまとめて申請する場合には一つの発電事業として締結することも可能とします。

【表1】避難解除区域等

市町村名	町丁・大字
福島県 田村市	都路町岩井沢、都路町古道、常葉町堀田、常葉町山根、船引町中山、船引町横道
福島県 南相馬市	鹿島区 大内、小島田、烏崎、川子、南右田 原町区 青葉町、旭町、東町、石神、泉、牛越、大谷、大木戸、大町、小川町、押釜、萱浜、金沢、上太田、上北高平、上渋佐、上高平、上町、北泉、北長野、北新田、北原、北町、国見町、牛来、栄町、桜井町、信田沢、下太田、下北高平、下渋佐、下高平、高見町、中太田、長野、仲町、錦町、西町、橋本町、日の出町、深野、二見町、本陣前、益田、三島町、南町、本町、矢川原、江井、大原、大甕、小木迫、小沢、小浜、雫、下江井、高、堤谷、鶴谷、米々沢、片倉、高倉、馬場、 小高区 泉沢、井田川、浦尻、上根沢、蛭沢、大井、大町、岡田、小高、女場、小谷、片草、上浦、上町、北鳩原、小屋木、下浦、関場、田町、塚原、角部内、仲町、行津、西町、羽倉、飯崎、東町、福岡、藤木、水谷、南小高、南鳩原、南町、耳谷、村上、本町、吉名、大富、大田和、神山、川房、金谷
伊達郡 川俣町	山木屋
双葉郡 広野町	大字折木、大字上浅見川、大字上北迫、大字下浅見川、大字下北迫、大字夕筋、中央台、広洋台
双葉郡 檜葉町	大字井出、大字大谷、大字上小埞、大字上繁岡、大字北田、大字下小埞、大字下繁岡、大字波倉、大字前原、大字山田岡、大字山田浜
双葉郡 富岡町	大字毛萱、大字下郡山、大字上郡山、大字上手岡、小浜、大字小浜、大字仏浜、中央、本町、大字大菅、大字小良ヶ浜、大字本岡、字夜の森、桜
双葉郡 川内村	大字上川内、大字下川内
双葉郡 大熊町	大字大川原、大字夫沢、大字小良浜、大字熊、大字熊川、大字小入野、大字下野上、大字野上
双葉郡 双葉町	大字中野、大字中浜、大字両竹、大字石熊、大字上羽鳥、大字鴻草、大字郡山、大字渋川、大字下羽鳥、大字新山、大字寺沢、大字中田、大字長塚、大字細谷、大字前田、大字松倉、大字松迫、大字水沢、大字目迫、大字山田
双葉郡 浪江町	大字請戸、大字北幾世橋、大字幾世橋、大字権現堂、大字高瀬、大字棚塩、大字中浜、大字西台、大字藤橋、大字両竹、大字牛渡、大字小野田、大字加倉、大字苜宿、大字川添、大字酒田、大字田尻、大字立野、大字樋渡、大字谷津田、大字赤字木、大字井手、大字大堀、大字小丸、大字川房、大字酒井、大字下津島、大字末森、大字津島、大字羽附、大字昼曾根、大字南津島、大字室原
双葉郡 葛尾村	大字上野川、大字野川、大字落合、大字葛尾
相馬郡 飯舘村	芦原、大倉、佐須、須萱、二枚橋、八木沢、飯樋、伊丹沢、白石、草野、小宮、関沢、関根、沼平、比曾、深谷、前田、松塚、蕨平、長泥

(2) 発電事業者・総事業費等

ア 資本金について

福島県内に本社所在地が登記されている法人、組合、団体等(以下、「法人等」という。)であり、その資本金の1/3以上が福島県内資本であることとします。(表2参照) 福島県内資本とは、福島県内に本社所在地が登記されている法人等又は福島県民の資本を意味します。

ただし、本項の条件を満たすために福島県外の企業のみが出資しているような実態のない法人等を福島県内に設立し、当該法人が発電事業者へ出資している場合には福島県内資本の要件を満たしているとはみなしません。

イ 総事業費について

原則、再生可能エネルギー発電事業の総事業費の一定額以上を福島県内からの投融資とします。投融資とは融資と投資(出資、自己資金等)を合計した金額とし、福島県内からの投資とは福島県内に本社所在地が登記されている法人等又は福島県民からの投資を意味します。(表2参照)(表3参照)

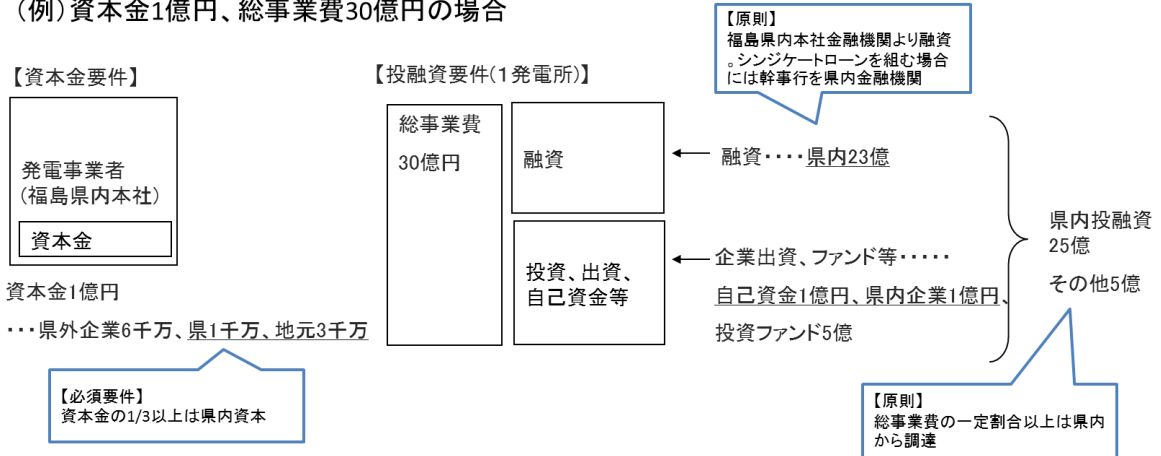
融資については、福島県内に本社を置く金融機関による融資又は福島県内に本社を置く金融機関がアレンジャー(幹事行)として組成するシンジケートローン(協調融資)による融資を受けることとします。

総事業費	県内投融資最低金額
～ 60 億	総事業費の 1/2 以上
60 億～120 億	30 億＋総事業費の 60 億を超える部分について 1/3 以上
120 億～	50 億＋総事業費の 120 億を超える部分について 1/4 以上

※ 総事業費とは発電設備の建設に要した事業費(事前調査費や土地造成費を含む。)とします。

【表 2】 資本金・投融資例

(例) 資本金1億円、総事業費30億円の場合



【表 3】 総事業費に占める県内投融資の下限額

総事業費 ～60億円	総事業費 60億円～120億円	総事業費 120億円～
総事業費の1/2以上	30億+総事業費の60億を超える部分について1/3以上	50億+総事業費の120億を超える部分について1/4以上
<p>【例1】総事業費58億円</p> <p>県内投融資 29億円以上</p> <p>総事業費 58億円</p> <p>県内投融資 58億円 × 1/2</p> <p>県内投融資 29億円</p>	<p>【例2】総事業費90億円</p> <p>県内投融資 計40億円以上 (①10億+②30億)</p> <p>総事業費 90億円</p> <p>県内投融資 (90億-60億) × 1/3</p> <p>県内投融資 ①10億円</p> <p>県内投融資 ②30億円</p>	<p>【例3】総事業費140億円</p> <p>県内投融資 計55億円以上 (①5億円+②50億円)</p> <p>総事業費 140億円</p> <p>県内投融資 (140億-120億) × 1/4</p> <p>県内投融資 ①5億円</p> <p>県内投融資 ②50億円</p> <p>県内投融資 50億円</p>

(3) 負担金の拠出

協定を締結した発電事業については、発電開始後20年間（地熱においては15年間）協議会へ下記に示す額の負担金の拠出することとします。

発電種別	設備容量	負担金
太陽光 風力 バイオマス 小水力 地熱	1 MW あたり	年額：100 万円以上

※ 発電設備の故障等で発電量が予定発電量の2分の1以下に低下した場合には、当該年度分の発電事業者が拠出する負担金に関して、発電事業者は、発電量を予定発電量で除した値を発電事業者負担金に乗じた金額に減額することを要求することができます。

※ 設備容量は固定買取価格制度において設備認定または事業計画認定を取得している設備容量とします。

※ 負担金の1万円未満の端数切捨。

(4) 復興支援事業

協議会の負担金を活用した復興支援事業を積極的に提案して下さい。

4 協議会による活動等について

協議会は負担金を活用して復興支援事業等を行います。復興支援事業の内容については、発電事業者からの提案等を踏まえ、今後協議会が決定します。なお、会議等に、発電事業者の出席を求める場合があります。

また、協議会と協定を締結した発電事業については、東京電力の送変電設備の利用にかかる負担金が免除される場合があります。詳細は東京電力ネットワークサービスセンターにお問い合わせ下さい。

5 提出書類（正副 計2部提出）

- (1) 【協議会様式1】協定書締結申込書
- (2) 発電事業者がSPC（特別目的会社等）の場合には当該SPCの概要を記載した資料
- (3) 申込者の登記簿等（写）
- (4) 発電事業者へ出資している（出資を予定している）団体の登記簿等（写）
- (5) 【協議会様式2】発電総事業費及び総事業費内訳書
- (6) 総事業費算定根拠となる資料（見積書、定価表、カタログ等）
- (7) 【協議会様式3】事業収支計算書
- (8) 固定価格買取制度の設備認定または事業計画認定の通知（写）
- (9) 電力会社との最新の協議状況がわかる書類※系統関係の接続回答等
- (10) 共用送電線を整備する事業者との協議状況がわかる資料※契約書、議事録等